


ロングドリーム NEXT

積立金区分型終身保険特約(確定積増型)付指定通貨建特別終身保険

お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

この書面の表記について	この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。
生命保険募集人について	生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
募集代理店からのお知らせ	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。 ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。
お問い合わせについて	<p>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター</p> <p>商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p> 0120-001-262</p> <p>受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

■ 公的保険制度について

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

くわしくは
こちら



[募集代理店]

大和証券株式会社

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

www.nw-life.co.jp



NW-02-25227-13 (26.01)
DW1S025-2604 [ISB]



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要/注意喚起情報)

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

- 商品パンフレット：1ページ～
- 契約概要：13ページ～
- 注意喚起情報：25ページ～
- WEB版ご契約のしおり・約款：巻末



この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。

市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。



ニッセイ・ウェルス生命

大和証券
Daiwa Securities

あわせもつ、一時払の終身保険です。

のこす

+

つかう

2つの機能を

のこす

大切な家族にのこせる

生命保険を活用した相続対策ができます。

● **お金に名前** をつけてのこせます。

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外*となります。

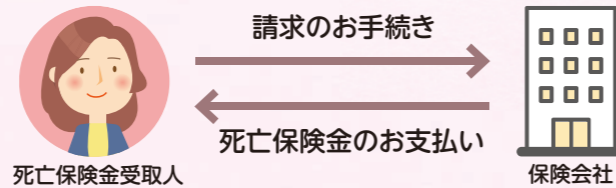
*ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象になるとされています。

死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内のご親族より指定できます。



● **すみやかに現金化** することができます。

納税資金や当面の生活費に活用できます。



● **生命保険金の非課税枠** を活用できます。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数*

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円 × 相続税法で定める法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。

税務のお取扱いは2026年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

つかう

ふえた分を自分でつかえる

受け取り方に応じて**次のいずれか**からご選択。

決まった額を

毎年 受け取りたい!

例えば・・・



定期受取タイプ

毎年、受け取る

くわしくは 3、4 ページへ

必要な額を

好きな時に 受け取りたい!

例えば・・・



任意受取タイプ

好きな時に受け取る

くわしくは 5、6 ページへ

定期受取タイプなら計画的につかえるね!



自由につかえる任意受取タイプがいいな!

この書面では、「定期支払特則」の付加の有無に応じて次のタイプ名で表記しております。

特則を付加する ▶ 定期受取タイプ 特則を付加しない ▶ 任意受取タイプ

ご契約後、定期支払特則の中途付加および解約は可能です。

定期受取タイプ

毎年、
受け取る

一定額を自動受取

つかう

毎年、指定通貨建で
一生涯受け取れます。

▶ 毎年の定期支払金額は、指定通貨建で一生涯

$$\text{定期支払金額} = \text{一時払保険料} \times \text{確定積増率}^*$$

*積立利率、年齢および性別をもとに決定し、ご契約時に設定され、

▶ 定期支払金は、ご契約の1年後から、毎年ご契約

※ご契約時に、このタイプをご選択の場合「定期支払特則」が付加されます。

一定額を

変わりません。

保険期間中は一定です。

者へ支払われます。

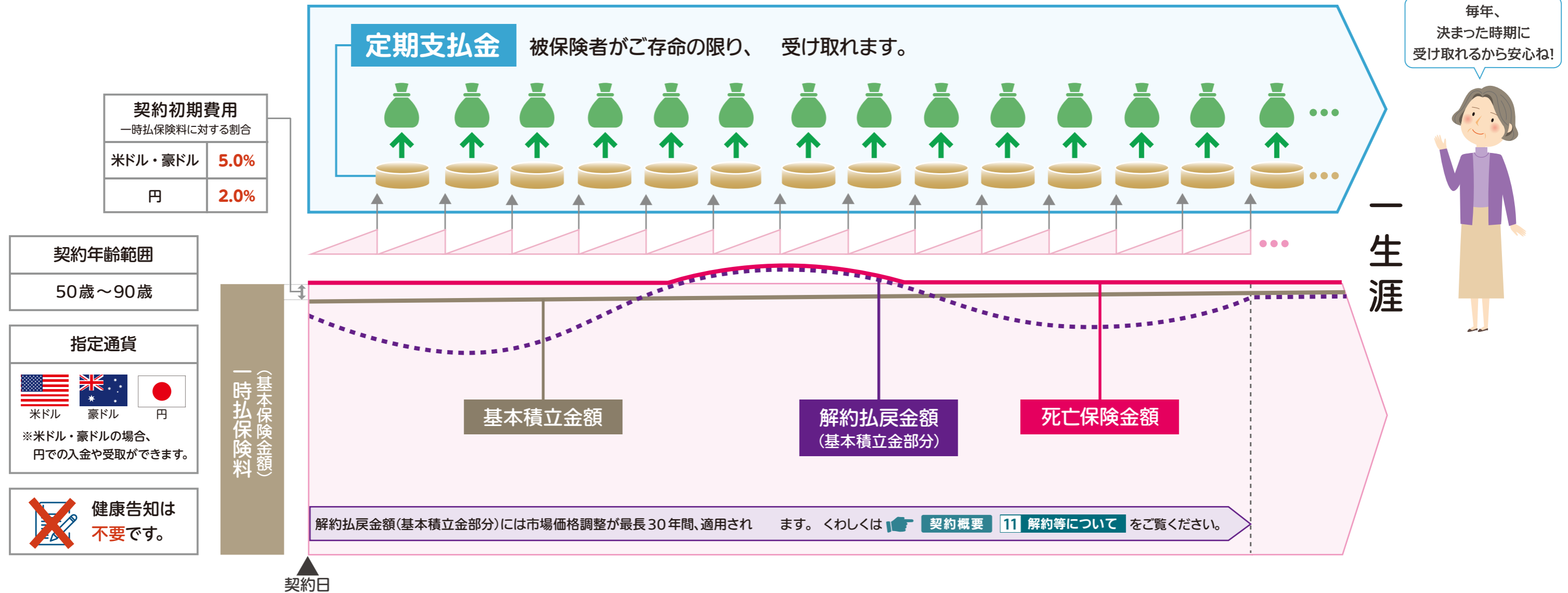
のこす

一生涯の死亡保障を
準備できます。

▶ お支払いする死亡保険金額は、指定通貨建で
一時払保険料が最低保証されます。

※解約払戻金額(基本積立金部分)が一時払保険料(基本保険金額)
を上回る場合は、解約払戻金額をお支払いします。

【イメージ図】



<p> 指定通貨で米ドル、豪ドルをご選択の場合 円でのご入金やお受け取りの場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替手数料がかかります。また、定期支払金は、受け取り時の為替レートによって、円の受取額が変動します。</p>	<p>この保険のリスクと費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。 • この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、特定のご契約者にご負担いただく費用の合計額です。
--	--

任意受取タイプ

好きな時に
受け取る

指定額をお申し出受取

つかう

一生涯、ふえていく
好きな時に受け取

▶ 特約積立金に毎年加算される金額は、指定通貨建で

$$\text{特約積立金の加算額} = \text{一時払保険料} \times \text{確定積増率}^*$$

*積立利率、年齢および性別をもとに決定し、ご契約時に設定され、
*特約積立金額は、ニッセイ・ウェルス生命所定の利率で積み立てら

▶ ご契約の1年後から、ご契約者による書類での
特約積立金の一部または全部を引き出せます。

積立金を
れます。

一生涯変わりません。

保険期間中は一定です。
れます。

お手続きで、

のこす

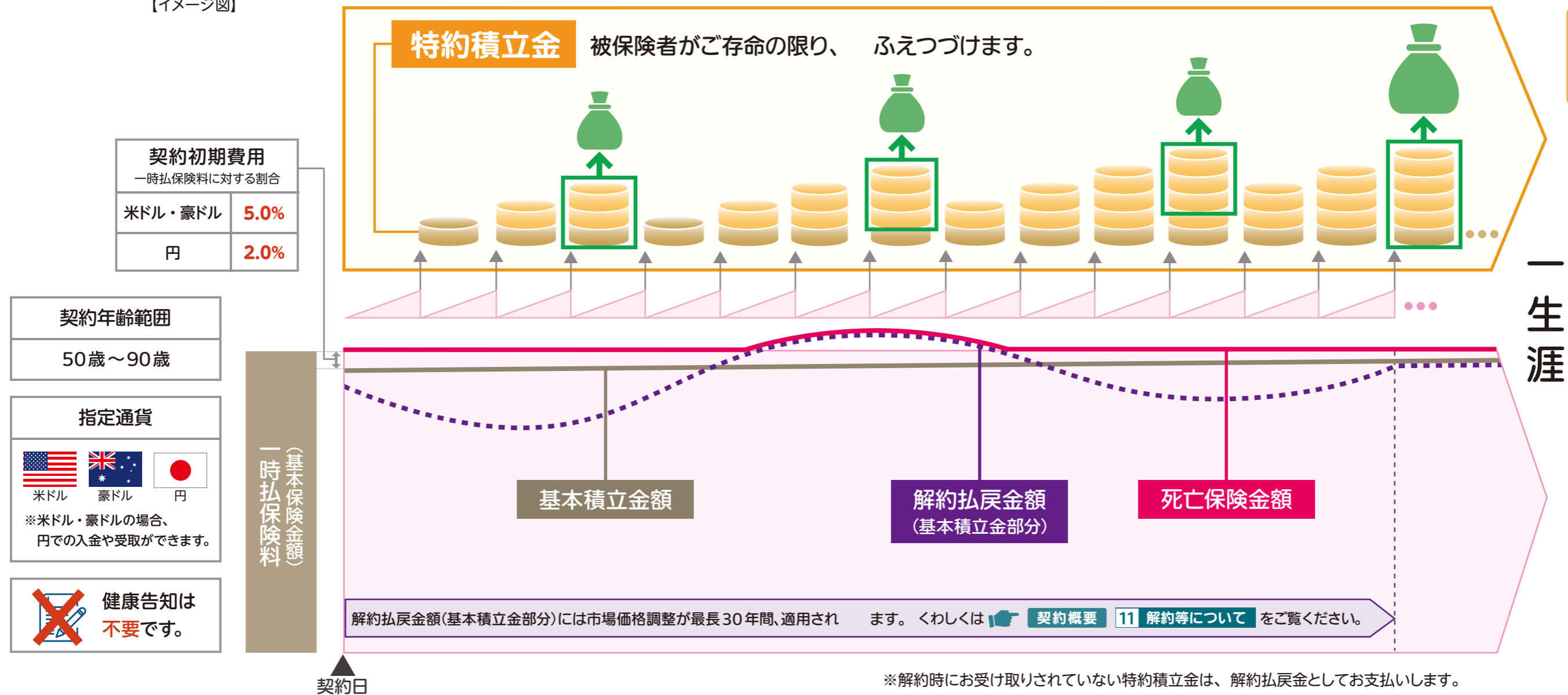
一生涯の死亡保障を
準備できます。

▶ お支払いする死亡保険金額は、指定通貨建で
一時払保険料が最低保証されます。

※解約払戻金額(基本積立金部分)が一時払保険料(基本保険金額)
を上回る場合は、解約払戻金額をお支払いします。


▶ お受け取りされていない特約積立金は、
死亡保険金としてお支払いします。

【イメージ図】



ふえた分の一部や全部を受け取れるのは便利だね。



 <p>指定通貨で米ドル、豪ドルをご選択の場合 円での入金やお受け取りの場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替手数料がかかります。また、特約積立金は、受け取り時の為替レートによって、円の受取額が変動します。</p>	<p>この保険のリスクと費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> • 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。 • この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要な費用、特定のご契約者にご負担いただく費用の合計額です。
--	--

よくあるご質問

Q 指定通貨が米ドル ・豪ドル  の場合、定期支払金や特約積立金は円  でも受け取れますか？

A はい、円でも受け取れます。

▶円でお受け取りの場合は、受け取り時におけるニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによって、円の受取額が変動します。

※ニッセイ・ウェルス生命所定の為替手数料がかかります。

定期支払金の受取例

【米ドル・豪ドルで受け取る場合】

毎年一定額



【円で受け取る場合】

円の受取額が変動



円高では円の受取額が減少し、逆に、円安では増加します。



Q 定期支払金の受取口座はいつ指定するのですか？

定期受取タイプ

A ご契約時に受取口座をご指定いただきます。

※外貨でお受け取りの場合、外貨口座が必要となります。

▶受取口座の変更をご希望の場合、ご契約者さまよりニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターへお申し出ください。必要書類を郵送にてお送りいたします。

Q 特約積立金を引き出したい時、どうしたらよいですか？

任意受取タイプ

A ご契約者さまからのお申し出が必要です。

引き出しのお手続きについて



ご契約者さまよりニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターへお申し出ください。必要書類を郵送にてお送りいたします。



・請求書にて特約積立金の受取方法(全部または一部)をご選択ください。

・一部引き出しをご選択の場合、指定通貨建てで指定した金額をお受け取りいただけます。

※引出金は下記の金額以上での取扱となります。

円：10万円(1万円単位)

米ドル・豪ドル：1,000米ドル/豪ドル(100米ドル/豪ドル単位)

・受取口座は、ご契約者本人の口座に限ります。

※外貨でお受け取りの場合、外貨口座が必要となります。



不備のない請求書類をニッセイ・ウェルス生命が受領したのち、すみやかに受取口座へお支払いします。

ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

定期支払金・特約積立金の受取時の

税務について

定期受取タイプ

定期支払特則を付加して
定期支払金を受け取った場合

所得税(雑所得) + 住民税の
対象となります。

所得税(雑所得)の対象となる金額

- ▶ 定期支払金額から必要経費を差し引いた金額が雑所得となります。
雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。
そのため、定期支払金をお受け取りになる方の所得金額によって税率が異なります。

$$\text{雑所得} = \text{定期支払金額} - \text{必要経費}$$

- ▶ 必要経費の計算方法は以下のとおりです。

必要経費はその年に受け取った定期支払金額に必要経費割合を掛けた金額となります。
必要経費割合は定期支払開始時の一時払保険料相当額と受取総額見込額で計算されます。

$$\text{必要経費} = \text{定期支払金額} \times \frac{\text{必要経費割合}}{\text{定期支払開始時の一時払保険料相当額} / \text{定期支払開始時の受取総額見込額}^*}$$

* 受取総額見込額 = 定期支払金額 × 被保険者の余命年数 + 基本保険金額
* 被保険者の余命年数は、所得税法施行令別表に定める余命年数をいいます。

<必要経費の計算例>

- 【前提条件】
- ・指定通貨：米ドル ・性別：男性 ・契約年齢：60歳 ・定期支払開始時における年齢：61歳(余命年数：18年)
 - ・円入金額：1,500万円(保険料円入金特約付加、適用為替レート：150円)
 - ・一時払保険料(基本保険金額)：100,000米ドル ・定期支払金額：4,000米ドル
 - ・定期支払金を円で受け取った時の適用為替レート：145円

必要経費割合	一時払保険料 100,000米ドル	+	被保険者の余命年数 18年	×	定期支払金額 4,000米ドル	= 0.59*1
	基本保険金額 100,000米ドル					
必要経費	定期支払金額 4,000米ドル	×	必要経費割合 0.59*1	×	適用為替レート*2 145円	= 342,200円

*1 小数点第3位以下を切り上げ
*2 計算に用いる適用為替レートは、到来する定期支払日により異なります。

任意受取タイプ

定期支払特則を付加せず
特約積立金を引き出した場合

所得税(一時所得) + 住民税の
対象となります。

所得税(一時所得)の対象となる金額

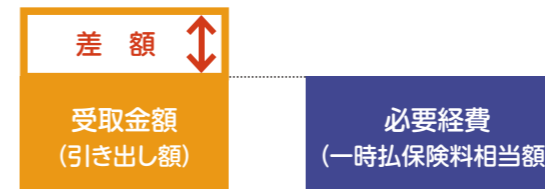
- ▶ 引き出しによる受取金額から必要経費を差し引いた金額が一時所得となります。

- ① 受取金額より必要経費が大きい場合



受取金額が必要経費となるため
課税金額はありません。

- ② 受取金額より必要経費が小さい場合



受取金額と必要経費の差額から
特別控除(50万円)*を差し引いた金額の
2分の1が課税の対象となります。

*特別控除(50万円)は、他の一時所得と
合算された金額に適用されます。

一時所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。
必要経費(一時払保険料相当額)は、過去に必要な経費とした金額を差し引いた金額となります。

定期支払特則を付加して定期支払金を受け取った後、この特則を解約し、その解約後に
特約積立金を引き出した場合は「所得税(雑所得) + 住民税」の対象となります。

<必要経費の計算例>

- 【前提条件】
- ・指定通貨：米ドル ・性別：男性 ・契約年齢：60歳
 - ・円入金額：1,500万円(保険料円入金特約付加、適用為替レート：150円)
 - ・一時払保険料(基本保険金額)：100,000米ドル ・特約積立金への加算額：4,000米ドル
 - ・特約積立金を引き出した時の適用為替レート*：145円
 - *完備された必要書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日の適用為替レートを用います。
- 契約日から5年後に、特約積立金を10,000米ドル引き出し、円で受け取った場合

$$\text{必要経費} = \text{引き出し額} \times \text{適用為替レート} = 10,000 \text{米ドル} \times 145 \text{円} = 1,450,000 \text{円}$$

その後に特約積立金を引き出した場合の必要経費は、一時払保険料相当額(1,500万円)から
引き出し額(145万円)を差し引いた金額(1,355万円)となります。

- ・ 計算例の金額は、前提条件を仮定して計算した概算であり、実際のご契約における金額と異なる場合があります。
- ・ 税務のお取扱いは2026年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- ・ 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。

▶ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、**一生涯の死亡保障を準備しながら、ふえた分をご自身で使える保険料一時払の定額終身保険**です。

正式名称	積立金区分型終身保険特約(確定積増型)付指定通貨建特別終身保険
------	---------------------------------

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- ご契約時に、ご契約に適用する通貨として、米ドル、豪ドルまたは円のいずれかをご指定いただきます。保険料の払込、保険金等の支払はその指定通貨で行います。
※指定通貨が米ドル・豪ドルの場合、特約の付加により保険料の払込や保険金等の支払を円で行うことができます。
- この保険の積立金は、基本積立金と特約積立金に区分され、一時払保険料相当額に確定積増率を乗じた金額(積増金)を特約積立金に毎年加算します。特約積立金の受取方法に応じて「定期受取タイプ」と「任意受取タイプ」よりご選択いただけます。「定期受取タイプ」をご選択の場合は、定期支払特別が付加されます。
 - 定期受取タイプ：毎年の積増金を定期支払金として受け取れます。
 - 任意受取タイプ：毎年の積増金を特約積立金として積み立てます。
- 保険期間中に、被保険者が亡くなられたときに、死亡保険金をお支払いします。死亡保険金額は、基本保険金額(一時払保険料と同額とします)が最低保証されます。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映するしくみ(市場価格調整)となっております。市場価格調整は、基本積立金に適用され、特約積立金には適用されません。

【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。

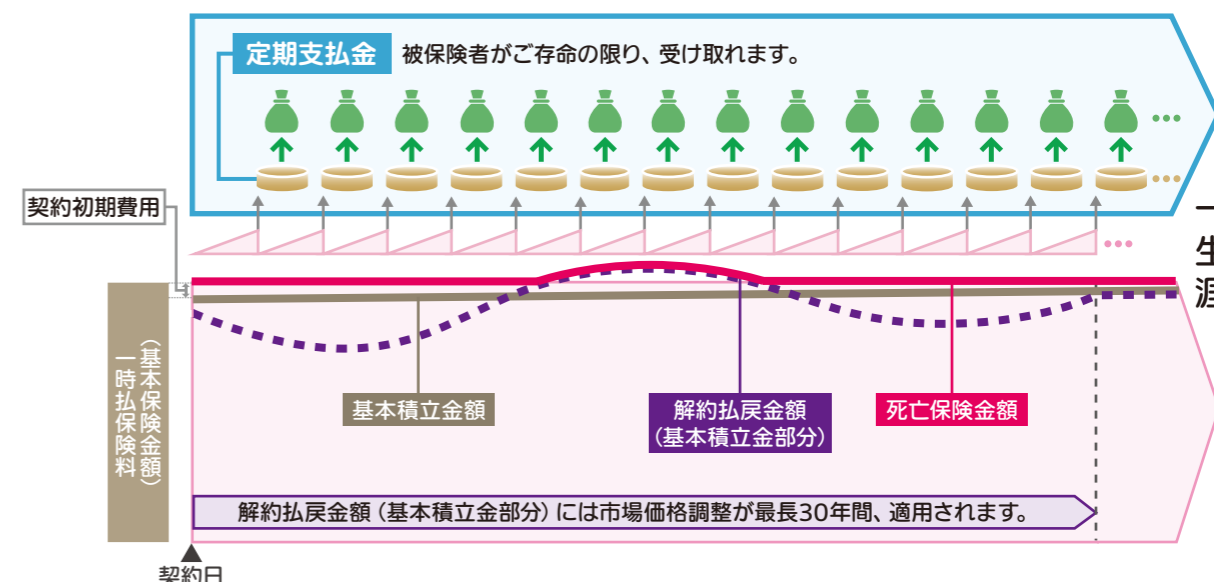
■契約初期費用(タイプ共通)

指定通貨	一時払保険料に対する割合
米ドル・豪ドル	5.0%
円	2.0%

定期受取タイプ

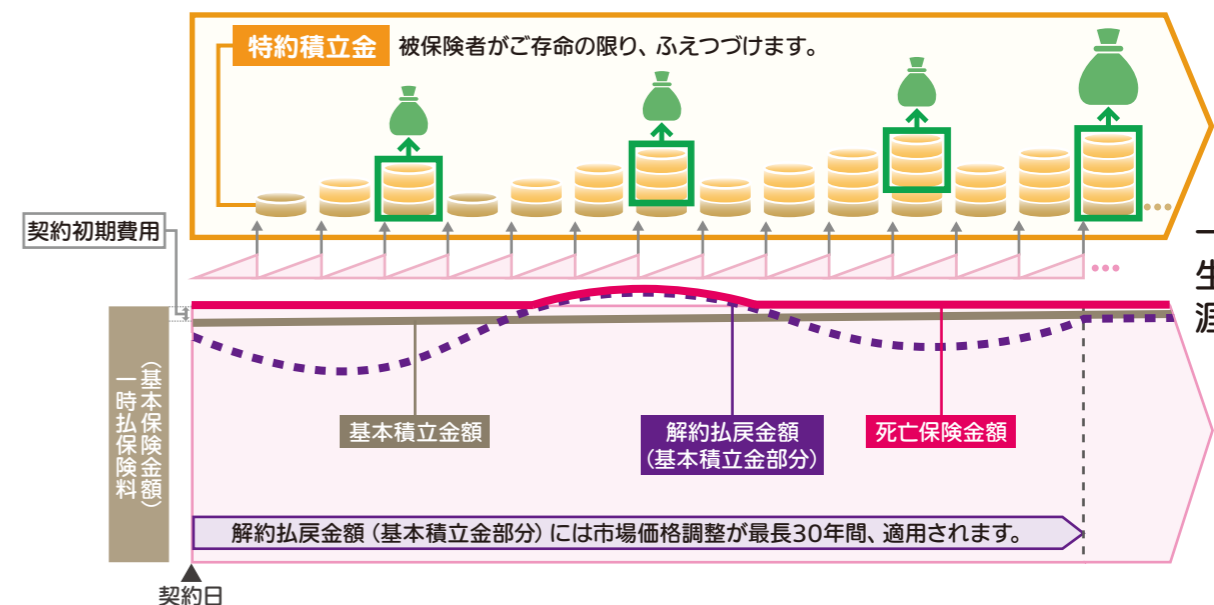
※定期支払特別付加

- ご契約の1年後から、毎年、指定通貨建で一定額を定期支払金として一生涯受け取れます。



任意受取タイプ

- ご契約の1年後から、毎年、指定通貨建で一定額を特約積立金として積み立てておき、一部または全部をいつでも引き出すことができます。



※お受け取りされていない特約積立金は、解約払戻金または死亡保険金としてお支払いします。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- 指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは  **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

5 積立金について

この保険の積立金は、「基本積立金」と「特約積立金」に区分して計算します。

○基本積立金

積立利率を適用して、経過した年月数により当社の定める方法で計算します。なお、計算に際しては、契約初期費用、死亡保障に必要な費用および確定積増率×一時払保険料相当額*1・2を控除します。

○特約積立金

年単位の契約応当日に、確定積増率×一時払保険料相当額*2の積増金を加算した額*3とし、当社所定の利率*4および経過した年月数により計算します。計算に用いる確定積増率は、年齢、性別および積立利率により契約日に決定し、保険期間中一定です。

- *1 確定積増率×一時払保険料相当額は、毎年、特約積立金として積み立てられることとなるため、基本積立金の計算に際しては同額を控除します。
 - *2 一時払保険料相当額は、基本保険金額を減額した場合、その割合に応じて減額した金額となります。
 - *3 解約等により契約が消滅した場合（減額を含みます）には、当社の定める方法で計算された直前の年単位の契約応当日から消滅時までの期間に対応する積増金を特約積立金に加算します。
 - *4 当社所定の利率は、市場金利の変動等により変更することが適切であると当社が認めるときは、将来に向かって変更することがあります（下限は0.01%となります）。
- ※定期支払特則を付加している間、積増金の特約積立金への加算にかえて、毎年、定期支払金としてのお受け取りとなります。

6 積立利率について

- 積立利率は、基本積立金に対し適用される利率をいい、契約日ごとに毎月2回（1日～15日、16日～末日）設定され、保険期間を通じて一定です。**契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。**

※契約日とは、当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合、一時払保険料（相当額）を受け取った日を指します。

- 積立利率は、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

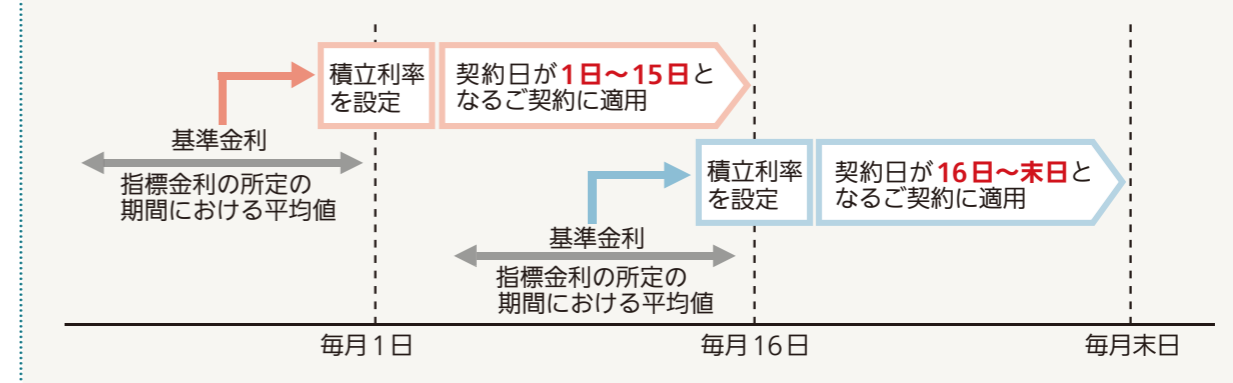
□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	当社所定の方法により計算した指定通貨に応じた国債*1の複利利回り（指標金利）の平均値 *1 米ドルの場合：米国債、豪ドルの場合：オーストラリア国債、円の場合：日本国債
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率（指定通貨に応じた範囲内*2で設定） *2 米ドルおよび豪ドルの場合：-0.5%～+2.0%、円の場合：-0.5%～+1.5%
保険契約関係費率	<ul style="list-style-type: none"> • 新契約費率（ご契約の締結に必要な費用） • 維持費率（ご契約の維持に必要な費用） • 死亡保障費率（死亡保険金のお支払いに必要な費用）

積立利率の設定と適用の流れ



- 基本積立金額は、積立利率を適用し、経過した年月数により当社の定める方法で計算しますが、計算に際しては、契約初期費用および死亡保障に必要な費用などを控除します。そのため、基本積立金は、積立利率で複利運用されるものではありません。

- 積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

7 ご契約のお取扱いについて

指定通貨	 米ドル	 豪ドル	 円
契約年齢	50歳～90歳（契約日における被保険者の満年齢）		
最低一時払保険料 （保険料単位）	50,000米ドル （100米ドル）	50,000豪ドル （100豪ドル）	500万円 （1万円）
	円入金時：500万円（1万円） ※保険料円入金特約付加		
最高保険金額	20億円 $\text{当社の定める他の保険契約の死亡保険金額等*} + \text{今回お申込みの基本保険金額} \leq \text{通算最高保険金額}$ 20億円		
	*今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。 ※円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートをを用います。		
保険期間	終身		
保険料払込方法	一時払のみ（指定金融機関口座への送金）		
契約者	被保険者の3親等以内のご親族（法人契約可）		
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内のご親族（契約者が法人の場合は法人） ※1%単位で合計が100%となるよう複数名ご指定いただけます。		
その他取扱いについて	契約者貸付、基本保険金額の増額および指定通貨の変更のお取扱いはありません。		
お引き受けにあたっての制限について	被保険者の他の保険契約との通算金額等により、ご契約をお引き受けできない場合がございます。		

※ 市場金利情勢等によっては、ご加入いただけない場合があります。

※ 法人契約のお取扱いは募集代理店により異なりますので、詳細は募集代理店にお問い合わせください。

※ 具体的なお契約内容については、「契約申込書」にてご確認ください。
（契約申込書には、情報端末のお手続き画面を含みます。）

8 配当金について

この保険に配当金はありません。

9 保障内容（死亡保険金のお支払い）について

名称	死亡保険金
支払事由	被保険者が保険期間中に亡くなったとき
支払金額	被保険者が亡くなった日における次のいずれか大きい金額 ①保険金額（基本保険金額＋特約積立金額*） ②解約払戻金額（基本積立金部分の解約払戻金額＋特約積立金額*）

* 当社の定める方法により計算した直前の年単位の契約応当日から支払事由発生時までの期間に対応する積増金を特約積立金に加算します。

死亡保険金をお支払いできない場合について、くわしくは  [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

10 主な特約・特則について

定期支払特則

申込時

加入中 保険期間中

米ドル

豪ドル

円

- この特則の付加により、特約積立金に積増金を加算する取扱いは行わず、毎年、ご契約者が定期支払金として積増金を受け取ることができます。
- ご契約以後に到来する年単位の契約応当日を定期支払日とし、定期支払日に被保険者が生存している場合に受け取れます。
※この特則を中途付加した場合、次回の年単位の契約応当日から定期支払金を受け取れます。
- ご契約者からのお申出により、外貨建の定期支払金を円で受け取ることができます。
- ご契約者はこの特則を解約することができます。解約した場合、毎年の定期支払金の受け取りにかえて特約積立金に積増金を加算します。

保険料円入金特約

申込時

米ドル

豪ドル

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

円支払特約Ⅱ

加入中

請求時

米ドル

豪ドル

外貨建の解約払戻金・保険金等を円で受け取ることができます。

年金支払特約

申込時

加入中 保険期間中

米ドル

豪ドル

円

保険金の全部または一部を、円建の年金で受け取ることができます。
年金種類は、確定年金(年金受取期間：5・10・15・20年)となります。

※年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※年金額が10万円に満たない場合には、保険金の受取人に保険金をお支払いして、この特約は消滅します。

年金移行特約

加入中

5年経過後

米ドル

豪ドル

円

契約日から5年経過後であれば、解約払戻金額を原資として円建の年金に移行することができます。年金種類は、次のとおりとなります。

- 確定年金(年金受取期間：5・10・15・20・30・36年)
- 保証期間付終身年金(保証期間：5・10・15・20・30・36年)
- 年金総額保証付終身年金

※年金額は、移行日時点の予定利率、予定死亡率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定していません。

※移行後の年金額が10万円に満たない場合および移行日における被保険者の年齢が90歳を超える場合には移行できません。

円建終身保険移行特約Ⅱ

加入中 1年経過後

米ドル

豪ドル

- 契約日から1年を経過している場合、ご契約者のお申出により、円建終身保険に移行することができます。この場合、移行日における主契約の解約払戻金の円換算額を円建終身保険移行特約Ⅱの特約積立金とします。

※移行後は、移行日時点の当社所定の利率が適用されます。そのため、移行前に適用されていた積立利率より低い利率となることがあります。

- 円建終身保険に移行後は、特約死亡保険金、特約災害死亡保険金をお支払いします。

保険契約者代理特約

申込時

加入中 保険期間中

米ドル

豪ドル

円

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。
ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

申込時

加入中

は、特約・特則付加のお申出が可能な時期を表しています。

■特約・特則の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

米ドル

豪ドル

種別	対象	換算基準日	適用為替レート
定期支払特則	定期支払金	定期支払日または必要書類が当社の本店に到着した日のいずれか遅い日	TTM - 50銭
保険料円入金特約	一時払保険料(相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM + 50銭
円支払特約Ⅱ	・解約払戻金 ・死亡保険金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM - 50銭
年金支払特約	死亡保険金	年金基金の設定申出を当社が受付けた日	
年金移行特約	解約払戻金	移行日	
円建終身保険移行特約Ⅱ	解約払戻金	移行日	

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)：

当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

なお、1日のうちにTTMの公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2026年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

11 解約等について

- ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- この保険の積立金は、「基本積立金」と「特約積立金」に区分して計算されます。**解約払戻金額の計算にあたっては、「基本積立金」に対し市場価格調整が適用されます。そのため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、解約払戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。**
- 解約払戻金額は、解約計算基準日*1において次のとおり計算します。

$$\text{基本積立金額} \times \left[1 - \text{市場価格調整率} \right] + \text{特約積立金額}^{*2}$$

基本積立金部分

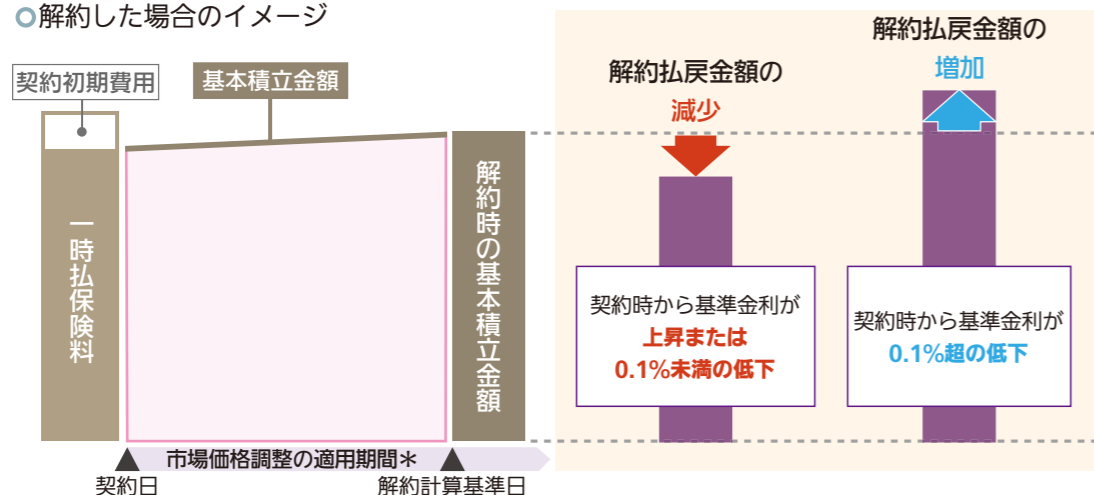
- *1 完備された解約請求書類が当社に到着した日となります。
- *2 当社所定の方法により計算した直前の年単位の契約応当日から解約時までの期間に対応する積増金を特約積立金に加算します。

市場価格調整について

- 市場価格調整とは、解約払戻金の受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- 解約払戻金額の計算にあたっては「基準金利」を用います（「積立利率」ではありません）。解約計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇または0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額はその時点の基本積立金額よりも減少し、逆に、0.1%超低下した場合には、その時点の基本積立金額よりも増加します。

基準金利について、くわしくは [👉 契約概要](#) [6 積立利率について](#) をご覧ください。

○解約した場合のイメージ



* 契約日から30年間（契約年齢が71歳以上の場合、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間）となります。

○ 市場価格調整率は、次のとおり計算します。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{契約日の基準金利}^{*2}}{1 + \text{解約計算基準日の基準金利} + 0.1\%^{*1}} \right]^{\text{所定の月数}^{*3} / 12}$$

- *1 解約払戻金額の計算に用いる利率を設定する時期（毎月1日～15日、16日～末日）と解約計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用に備えるため、解約払戻金額を計算する際の市場価格調整において所定の係数（0.1%）を設定しています。
- *2 積立利率を計算するための基準金利となります。
- *3 解約計算基準日から被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日の前日までの期間などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数（0.1%）について

この所定の係数により、「解約計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、解約計算基準日の基本積立金に対して、契約日からの経過年数に応じて一定率が控除されます。例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の基本積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	2.27%	2.21%	2.15%	2.09%	2.04%	1.98%	1.92%	1.86%	1.81%	1.75%

※契約年齢：60歳、指定通貨：米ドルで計算しています。

■ 解約計算基準日が次の場合には、市場価格調整は適用されません。

契約年齢	70歳以下	71歳以上
	契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日以後の場合	被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日以後の場合

※ご契約者は、被保険者が満年齢100歳で迎える年単位の契約応当日を指定して、ご契約を解約することができます。この場合、当該契約応当日の前1ヵ月間に当社へのお申出が必要となります。

解約払戻金額の計算例について、くわしくは [👉 ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

減額について

■ 基本保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものととして取扱い、同じ割合で基本積立金額についても減額されます。減額後の基本保険金額が下記の金額以上での取扱いとなります。

指定通貨	🇺🇸 米ドル	🇦🇺 豪ドル	🇯🇵 円
最低基本保険金額	20,000米ドル	20,000豪ドル	200万円

※減額のお取扱いは将来変更される可能性があります。

12 特約積立金の引き出し

■ご契約者は、特約積立金がある場合には、特約積立金の全部または一部*を引き出すことができます。この場合、市場価格調整は適用されません。

*一部引き出しの最低額：10万円または1,000米ドル/豪ドル

■特約積立金の引き出しは、引出請求に必要な書類送付によるお手続きとなります。くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■外貨建の特約積立金は、円でも受け取ることができます。その場合の換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

対象	換算基準日	適用為替レート
特約積立金の引き出し額	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM－50銭

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM(対顧客電信仲値)：

当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

なお、1日のうちにTTMの公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2026年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して
特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- ▶ お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用（契約初期費用）として、一時払保険料から次の金額を控除します。

指定通貨	一時払保険料に対する割合
米ドル・ 豪ドル	5.0%
円	2.0%

【保険期間中の費用】

- 死亡保障に必要な費用を基本積立金から毎月控除します。この費用は、契約年齢、性別等により異なりますので、一律には記載できません。
- 基本積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

- 外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM（対顧客電信仲値）*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
米ドル	保険料を円貨で払込む場合【保険料円入金特約】	TTM + 50 銭
	死亡保険金等を円貨で受け取る場合【円支払特約Ⅱ】	TTM - 50 銭
	円建の年金で受け取る場合【年金支払特約】【年金移行特約】	
豪ドル	円建終身保険に移行する場合【円建終身保険移行特約Ⅱ】	TTM - 50 銭
	定期支払金を円貨で受け取る場合【定期支払特則】	
	特約積立金を円貨で引き出す場合	

* TTM（対顧客電信仲値）は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

※上記の為替レートは2026年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および保険金等を外貨でお受け取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を年金移行特約の特約積立金額として、費用等を控除した当社の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金管理費として年金移行特約の特約積立金から年金額の**1%**を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 円建終身保険移行特約Ⅱによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

⚠️ 解約時の受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

市場リスク

この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた**市場価格調整が適用されること**から、**解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

⚠️ 為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

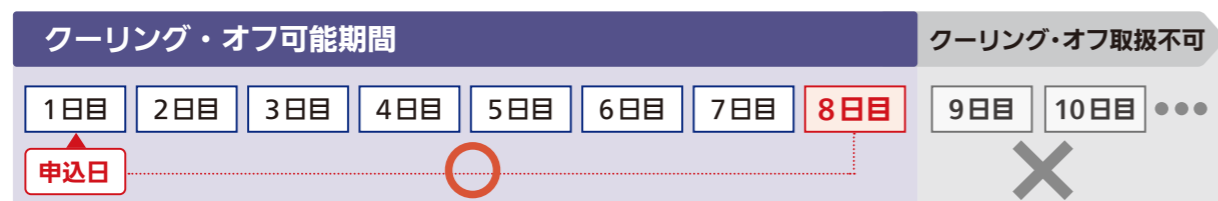
為替リスク

指定通貨が外国通貨の場合、**為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

※上記のリスクについてよくご確認ください、余裕資金にてご加入ください。

1 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回等）の対象となります。

■保険契約の申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます）は、**保険契約の申込日から起算して8日以内**であれば、申込者等からの書面（郵送）または電磁的記録（電子メール）によるお申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除（以下「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、土・日・祝日等の休日を含みます。

■保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面（郵送）	〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 （電子メール）*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

* 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。
くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

■「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名（書面の場合は自署）・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料（払込通貨）、募集代理店名、保険料の返金先口座（申込者等の本人名義）、申出日を明記してください。

■募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。

■保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお申込みいただいた金額をお払込み時の通貨で全額お返しします。

■外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）に伴い、お返しする通貨が異なります（保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります）。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨*3
付加しない場合	外貨*2	外貨*4

*1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。

*2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。
また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。

*3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。

*4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。

- ① 円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
- ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
- ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
- ④ 為替差損（益）

■**次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等を行うことはできません。**

- ① 申込者等が法人の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ② 債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③ 既契約の内容変更である場合

■当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

■保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に保険金等の支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 お申込み時にご報告いただく事項（告知）について

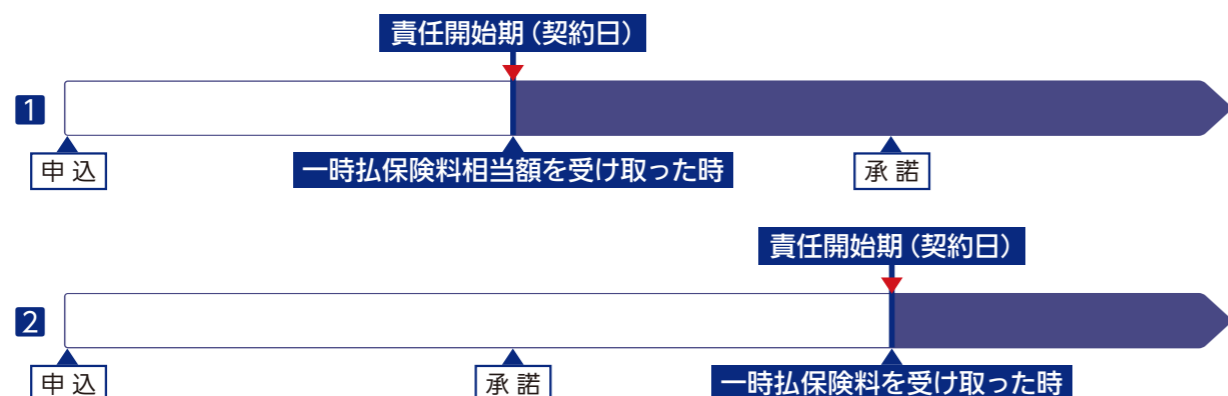
■ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ（告知）いただく必要はありません。

■被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引き受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

3 保障を開始する時期について [責任の開始]

■当社がご契約をお引き受けすることを決定（承諾）した場合は、当社は一時払保険料（相当額）を受け取った時からご契約上の責任を負います。



■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあります。

4 次の場合、死亡保険金等をお支払いできないことがあります。

■死亡保険金の免責事由に該当した場合

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡保険金受取人の故意 等

■重大事由による解除の場合

- ご契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます）または死亡保険金の受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者または死亡保険金の受取人等が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき 等

■ご契約者が死亡保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった場合

■ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消となった場合

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 お支払いに関する手続き等の留意事項について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

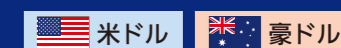
■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。

■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象となる手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。

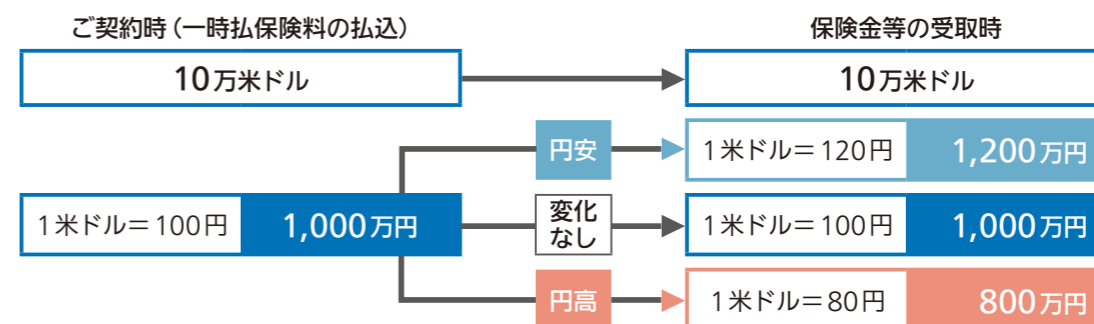
保険契約者代理特約について、くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

6 為替リスクについて



■指定通貨が米ドルまたは豪ドルの場合、為替相場の変動による影響（為替リスク）を受けます。

○為替リスクの例（米ドルの場合）



■為替相場の変動により、保険金等の受取時の円換算額が、ご契約時の為替相場による一時払保険料や保険金等の円換算額を下回ることがあります。

7 元本割れが生じる場合について

■解約した場合には元本割れが生じ、不利益となる場合があります。

ご契約時にお申込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

また、解約払戻金は、契約日から一定期間、解約計算基準日の基本積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額の計算方法について、くわしくは **契約概要** **11 解約等について** をご覧ください。

8 保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構	TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/
-------------	--

9 預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

10 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

11 税金のお取扱いについて

■ 税務のお取扱いは2026年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■ 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

〈一時払保険料について〉

お申込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

〈定期支払金に対する課税〉

毎年お受け取りになる定期支払金のうち、必要経費を差し引いた金額が、所得税（雑所得）+住民税の対象となります。

※定期支払金に対する必要経費は次のとおり計算します。

$$\text{定期支払金} \times \frac{\text{定期支払開始時の一時払保険料相当額}}{\text{定期支払開始時の受取総額見込額*}}$$

* 受取総額見込額 = 定期支払金 × 被保険者の余命年数 + 基本保険金額

〈特約積立金の引き出しに対する課税〉

引き出した特約積立金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

- 引き出した特約積立金額より一時払保険料相当額*が大きい場合は、課税されません。
- 引き出した特約積立金額より一時払保険料相当額*が小さい場合は、引き出した金額と一時払保険料相当額*の差額が、所得税（一時所得）+住民税の対象となります。

ただし、特約積立金の引き出し前に定期支払金を受け取ったことがある場合には、この限りではなく、定期支払金に対する課税と同様、所得税（雑所得）+住民税の対象となります。

*一時払保険料相当額は、過去に必要な経費とした金額（基本保険金額を減額された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む）を差し引いた金額（マイナスの場合はゼロ）となります。

〈解約払戻金（解約差益）に対する課税〉

所得税（一時所得）+住民税の対象となります。

〈死亡保険金に対する課税〉

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）+ 住民税
本人	配偶者（または子）	子（または配偶者）	贈与税

次のページに続きます

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉



この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対 象	換算基準日	適用為替レート*
保 険 料	一時払保険料の受領日	TTM (対顧客電信仲値)
定期支払金	定期支払日	TTM (対顧客電信仲値)
特約積立金の引き出し	必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)
解約払戻金	必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)
死亡保険金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日

*当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払込みいただいた金額となります。

※特約の付加等により円でお受け取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額 (円貨でお受け取りいただいた金額) を基準とします。

個人情報のお取扱いについて

▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

当社はお客さまの個人情報を、下記の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ① 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■ 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-001-262

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております (ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご検討にあたってご確認ください



この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なります。

中途解約は、**元本割れ**する可能性があります。そのため、中途解約を前提とする運用目的のご加入はお控えください。



クーリング・オフ制度の対象です。

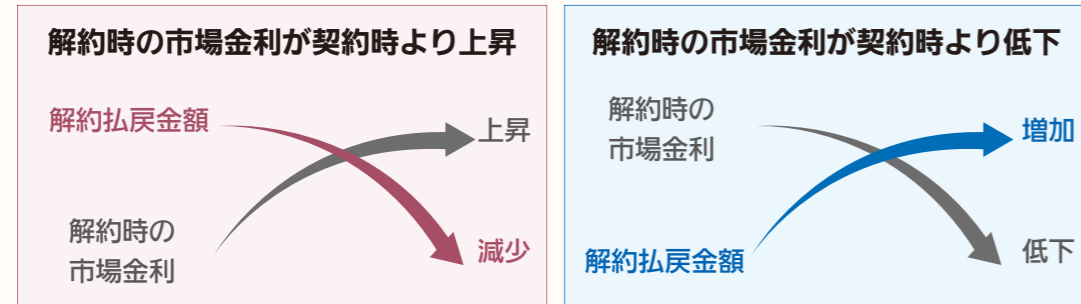
お申込日から起算し、**8日目まで**の期間内であれば、クーリング・オフの対象となります。くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。



金利変動の影響により解約払戻金額は増減します。

この保険は、契約時の市場金利と解約時の市場金利との変動を**解約払戻金額に反映**します(市場価格調整)。

【市場価格調整のイメージ】



解約払戻金額が減少します。

解約払戻金額が増加します。

? 市場価格調整を適用するのはどうして?
適用しない場合と比較し、高い金利を享受でき、大きい保障が得られるためです。

市場価格調整のしくみについて
こちらの動画で説明をご覧ください。

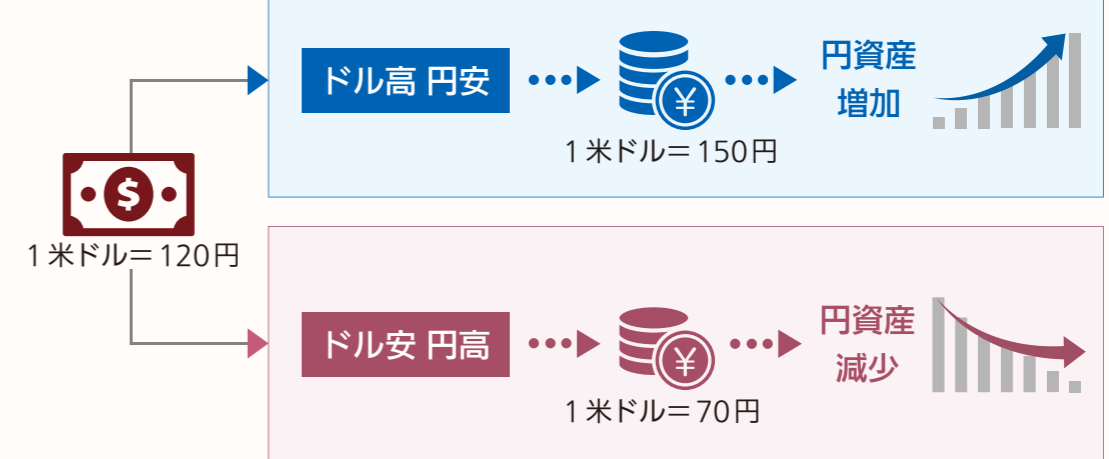


為替変動の影響により元本割れが生じることがあります。

外貨建のご契約で、円にて保険金や給付金、年金などをお受け取りの場合、円の受取総額が**一時払保険料を下回る**ことがあります。

くわしくは **注意喚起情報** をご覧ください。

【為替変動のイメージ】



? 外貨建保険には、どのようなメリットがあるの?
日本と比較し、アメリカやオーストラリアの高い金利を活かした運用により、効率的に資産をふやすことが期待できます。



お客さまにご負担いただく費用があります。

ご負担いただく費用として、主に、ご契約時やご契約中の費用、外貨の取扱費用などがあります。

具体的な費用について、くわしくは **注意喚起情報** 冒頭をご覧ください。

? どうして費用を負担する必要があるの?
ご負担いただく費用は、将来にわたる保障の確保や長期にわたりご契約を管理していくための費用等に充てられます。

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスをご提供しております。

高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

沿革

- 1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始
- 1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
- 1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足
- 2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
- 2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
- 2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
- 2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
- 2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

✉ お客さまへの送付書類のご案内


ご契約中は、次のような書類をお送りいたします。
重要な書類となりますので、お受け取り後は、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

発送時期	書類名	送付先	
ご契約成立時	お申込みから10日目頃 簡易書留	保険証券・生命保険料控除証明書 ▶申込内容と相違していないかご確認ください。	ご契約者宛
	ご契約成立の翌月以降	マイナンバー（個人番号）申告書 ▶マイナンバーのご登録のため、 必要書類を貼付のうえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。 ※すでにご登録済の場合など、送付の対象外となる場合があります。	
保険期間中	毎年の契約応当日の前月初旬	ご契約状況のお知らせ	
	毎年の契約応当日の翌日以降	定期支払金お支払いのお知らせ ※指定通貨が米ドル・豪ドルで定期支払特則を付加している場合にお送りいたします。	

※上記に郵送方法の記載がない場合は、普通郵便での発送となります。
なお、ご契約内容やお申込み手続きの状況により、発送に日数がかかる場合があります。
※書類名や発送時期等は将来変更されることがあります。

📄 WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただけるWEB版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しております。

QRコードやURLに直接アクセス	www.nw-life.co.jp/shiori/g46/ ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。	
ホームページからアクセス	<ol style="list-style-type: none"> 1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページ、「商品のご案内」より「WEB版 ご契約のしおり・約款」をクリック 2 該当する商品をクリックし、契約日に対応する「ご契約のしおり・約款」をご選択 	

冊子版をご希望の場合▶ お申込み時、もしくはご契約後にニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターへご請求ください。
※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。